

承認第3号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和4年6月6日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

木津川市長 河井 規子

記

木津川市税条例の一部改正について

木津川市条例第9号

木津川市税条例の一部を改正する条例

木津川市税条例(平成19年木津川市条例第56号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納稅義務者が、 前年中に法第314条の7第1項第1 号及び第2号に掲げる寄附金又は次に 掲げる寄附金若しくは金錢のうち、市 <u>内に事務所若しくは事業所を有する法</u> <u>人若しくは団体に対して支出するもの</u> <u>であって、市民の福祉の増進に寄与す</u> <u>るものとして、規則で定めるところに</u> <u>より市長が指定した寄附金を支出した</u> 場合には、同項に規定するところによ り控除すべき額（当該納稅義務者が前 年中に同条第2項に規定する特例控除 対象寄附金を支出した場合にあって は、当該控除すべき金額に特例控除額 を加算した金額。以下この項において 「控除額」という。）をその者の第3 4条の3及び前条の規定を適用した場 合の所得割の額から控除するものとす</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納稅義務者が、 前年中に法第314条の7第1項第1 号及び第2号に掲げる寄附金又は次に 掲げる寄附金若しくは金錢を支出した 場合には、同項に規定するところにより 控除すべき額（当該納稅義務者が前年 中に同条第2項に規定する特例控除対 象寄附金を支出した場合にあっては、当 該控除すべき金額に特例控除額を加算 した金額。以下この項において「控除 額」という。）をその者の第34条の3 及び前条の規定を適用した場合の所得 割の額から控除するものとする。この場 合において、当該控除額が当該所得割の 額を超えるときは、当該控除額は、当該 所得割の額に相当する金額とする。</p>

る。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(4) (略)

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(6)～(10) (略)

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対して支出するもののうち市民の福祉の増進に寄与するものとして、規則で定めるところにより市長が指定した寄附金とする。

イ～ニ (略)

ホ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ヘ～ヌ (略)

<p>2 (略) (法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2~8 (略)</p> <p>9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項及び施行規則で定めるところ</u>により、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第1項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならぬ。</p> <p>10~14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の</p>	<p>2 (略) (法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2~8 (略)</p> <p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項及び施行規則で定めるところ</u>により、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第1項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならぬ。</p> <p>10~14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の</p>
--	--

<p>規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>1 6 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳 <u>(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)</u> の閲覧の手数料は、1回につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書 <u>(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)</u> の交付手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>1 6 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、1回につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
---	--

第10条の2 (略)	第10条の2 (略)
2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>5分の4</u> とする。	2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>4分の3</u> とする。
3 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3 (都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。	3 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3 (都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。
4 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	4 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
5 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	5 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
6 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	6 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
7 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	7 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
8 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	8 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
9 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2	9 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2

分の1とする。	分の1とする。
10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の	16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の

3とする。	3とする。
1 7 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	1 7 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
1 8 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	1 8 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
1 9 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	1 9 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
2 0 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	2 0 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
2 1 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	2 1 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
2 2 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	2 2 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
2 3 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	2 3 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
2 4 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	2 4 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は <u>3分の1</u> とする。

<p><u>25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u></p> <p><u>26・27</u> (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がるべき申告)</p> <p>第10条の3 (略) 2~8 (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等</u>住宅又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等</u>専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内</p>	<p><u>25・26</u> (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がるべき申告)</p> <p>第10条の3 (略) 2~8 (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等</u>住宅又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等</u>専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に</p>
---	---

<p>に提出することができなかつた理由</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>12・13 (略) (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p>	<p>提出することができなかつた理由</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>12・13 (略) (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p>
--	---

<p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅</p>	<p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>
--	---

地等調整固定資産税額とする。 2～5 (略)	2～5 (略)
---------------------------	---------

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前的地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。